

移住・定住促進暮らし応援事業費補助金のご案内

(入 居 費)

<移住者対象>

市内移住に伴う入居費及び引っ越し費用の一部を補助します。

県外移住 最大 5～15万円 補助率 1/2 (1世帯1回限り)

県内移住 最大 5～10万円 補助率 1/2 (1世帯1回限り)

※入居費は、賃貸借契約に伴う敷金・礼金・媒介手数料等とする。

【補助対象となる世帯】(①～②のいずれかに該当し、③～⑨のすべてを満たす方)

①県外移住世帯	県外から転入後1年以内で18歳以上60歳未満の人がいる世帯
②県内移住世帯	県内他市町から転入後1年以内で18歳以上60歳未満の人がいる世帯

※年齢:18歳以上60歳未満(認定申請日時点)・18歳未満の子育て世帯(申請年度の4月1日時点)

③転入理由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではなく、常用労働者である。

④異動日の1年以上前から継続して県外又は県内他市町に住民票がある。

⑤認定申請日において、県外又は県内他市町から住民票を異動後1年以内である。

⑥地域住民と協調(区入り等)する意思がある。

⑦前住所地を含めた市区町村税の滞納がない。

⑧この補助金を活用したことがなく、公務員の世帯ではない。

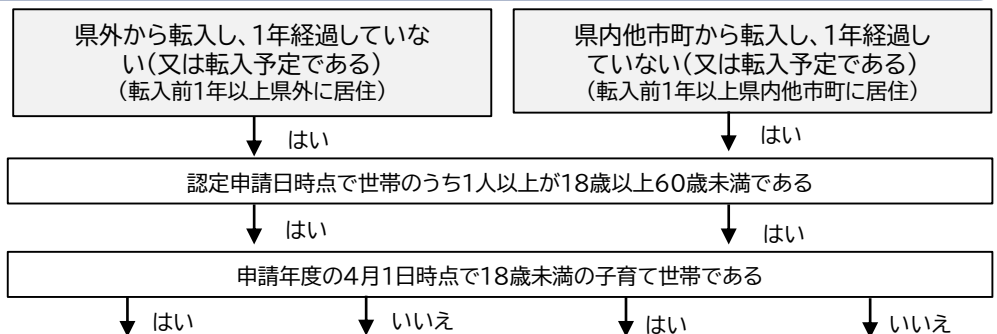
⑨暴力団員等ではない。

【その他の要件】令和7年4月1日以後に支払った経費が対象です。

入 居 費	☐ 市内移住に伴い新たに賃貸借契約を締結した物件である。 ☐ 当該物件の所有者は3親等内の親族ではない。 ☐ 賃貸借契約に伴う敷金・礼金・媒介手数料等である。
引 っ 越 し 費 用	☐ 移住に伴う住居移転費用で運送業者、引っ越し業者等へ支払った費用である。



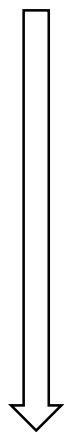
大洲市公式キャラクター
「うつつじ」



対象区分	県外子育て世帯	県外移住世帯	県内子育て世帯	県内移住世帯
補 助 率	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
基 準 額	15万円	5万円	10万円	5万円
補 助 限 度	1人/1世帯	1人/1世帯	1人/1世帯	1人/1世帯
最 大 額	15万円	5万円	10万円	5万円

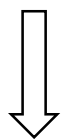
【お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

① 事業計画認定申請 【申請者】 転入日から1年以内に、次の書類を提出してください。



- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（別紙1－1イ）
- ☐ 承諾書（別紙2－1イ）
- ☐ 賃貸住宅の賃貸契約書の写し（該当者のみ）
- ☐ 引っ越し業者又は運送業者に支払った費用の支払い証明書（該当者のみ）
- ☐ 1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- ☐ 世帯全員分の市区町村税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）
＜以下、該当者のみ＞
- ☐ 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

② 認定通知書送付

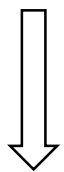


【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は、補助金の交付を決定したものではありません。

◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③ 補助金交付申請 【申請者】 事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。
（事業実績報告）



- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- ☐ 事業実績書（別紙6－1イ）
- ☐ 誓約書（別紙7）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

④ 交付決定通知書送付 【市】 提出書類を確認し、交付決定を行います。



◎大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑤ 請求 【申請者】 次の書類を提出してください。



- ☐ 大洲市移住定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑥ 補助金の交付 【市】 請求により、補助金を支払います。



大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

【申請・お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター

〒 795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

☎0893-57-9989 ・メール iju-teiju@city.ozu.lg.jp